文書質問制度の運用について(正副委員長案)

1 実施要件

災害や感染症等の発生など、緊急時のため口頭による一般質問が実施できない場合に限り、その代替として文書質問を行うこととし、議会運営委員会に諮り、決定した上で実施する(同議会運営委員会で実施スケジュールについても決定する)。

2 実施方法

緊急時という状況を鑑み、通常時よりも制限を設けることとし、以下のとおりとする。

(1) 質問人数、質問項目数、質問数、文字数、2回目以降の質問について

	通告前の場合	通告後の場合
① 質問人数	10人以内とし、各会派所属議員数(ただし、 正副議長及び監査委員を除く。)に応じて <u>各会派等に</u> 按分(※現状の場合:自民4、未来民主 2、公明2、共産1、ネット・無所属1)	議員が当該定例会にお いて質問しなければな らないと認めるものに 限定することとし、さら
②質問項目数	3項目以內	<u>に絞り込む。</u>
③質問数	6 問以内	
④文字数	900文字以内	
⑤2回目以降の質問	無	

(2) スケジュール

スケジュール	時期	
①議会運営委員会で文書質問の実施を決定	臨時に開催	
②質問主意書の提出 (議員→議長)	議会運営委員会で決定した	①の決定後から1週間後程度
③質問主意書の執行部への送付 (議長→ <u>執行機関</u>)		②の提出後、速やかに送付
④答弁書の提出(<u>執行機関</u> →議長)	指定の期日	③の送付後から2週間後程度
⑤質問主意書・答弁書の全議員への配布	定例会の閉会日	

- ※ ⑤について、定例会の閉会日までに間に合わなかった場合、本会議において議長から後日 配布する旨を発言し、答弁書が提出され次第、配布する。その場合、当該定例会の閉会日に 配布されたものとみなして、当該定例会の会議録に掲載する。
- (3) 質問主意書・答弁書の取扱い

ア 提出方法 電子データでの提出とする。

- イ 公開方法
- (ア) 全議員への配布 会議資料として議場の机上に配布する。
- (イ) 会議録 質問主意書・答弁書の内容を掲載する。
- ウ 答弁所管局の記載 答弁ごとに所管局名を記載する。

3 市民への周知方法

市議会ホームページへの掲載により周知を行う。

4 その他

運用について確定後、先例として整理する。 なお、実施後に、必要があれば、修正を行っていく。